

議案第78号

取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立藤代武道場の使用料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

（単位：円）

施設名		団体使用料				個人使用料
	時間帯	6時～ 9時	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時	各時間帯ごとに
柔道場		1,480	1,480	1,480	1,480	一般 140
剣道場	全面	1,480	1,480	1,480	1,480	小学生及び中 学生 60
	半面	740	740	740	740	未就学児 無 料
弓道場		740	740	740	740	

備考

- （1）市民（市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。）以外の利用者の使用料は、5割増しの額とする。
- （2）利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- （3）午前6時から午前9時までの時間帯の利用は、団体利用に限る。
- （4）この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。